建設業の許可区分を変更する場合

入札参加資格を登録している業種について、建設業の許可区分を「一般建設業 から 特定建設業」、あるいは「特定建設業 から 一般建設業」に変更する場合は、以下のとおり変更申請を提出してください。

許可区分の変更は、競争入札参加資格申請受付システムで行うことはできません。**「書面** のみ」の申請です。

< 対象自治体 >

許可区分の変更について、変更申請が必要な自治体は次のとおりです。

埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、美里町、神川町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、越谷・松伏水道企業団、

< 提出書類 >

「自治体別書類」を作成し、それぞれの自治体へ直接、郵送してください。 自治体別書類

戸田競艇企業団、秩父広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合

ア 変更届(別紙1)

埼玉県入札審査課のホームページ (工事等 / 変更申請) で入手してください。 必要に応じて、あて先を各自治体の長にしてください。

イ 許可通知書又は証明書の写し

【注意点】

蕨市に提出する場合は、競争入札参加資格変更届 (様式第 14 号)を同市のホームページで入手して使用してください。

< 郵送先 >

入札参加資格を変更するそれぞれの自治体へ直接、郵送してください。

- < 提出書類郵送時の注意点(埼玉県に提出する場合) >
 - (1)提出書類の左上をホチキスで留めて提出してください。
 - (2)書類到達の確認等の問合せには、対応しません。
 - (3)書類収受の確認を希望する場合、返送先を明記したハガキ(63円切手貼付、裏面未記入)を1事業所につき1枚のみ同封してください。収受印を押印し、返送します。
 - (4)返送先の記入漏れや返信用切手の貼付漏れ(料金不足の場合を含む)がある場合、 返送しません。